

高齢者施設等「スマホ検査センター」の利用にあたってのFAQ等

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課

これまでに、受けた質問のうち主な内容は以下になります。利用の際には、確認ください。

【検査費用について】

Q1. 検査費用はかかりますか

A1. 行政検査のため費用負担はありません。

【申込について】

Q2. 施設職員で個人申請する場合、施設にわからないようにしたいのですが可能でしょうか

A2. 高齢者施設等でのクラスター対策として実施するものですので、基本的には施設からの申込をお願いします。個人で申請される場合でも、施設へ連絡をお願いします。

【対象者について】

Q3. 高齢者施設で給食を作る委託事業者職員など、対象施設で働く外部職員は対象となりますか。

A3.

施設運営に不可欠な給食や、清掃業務を受託する事業者の職員など、施設内に一定時間以上滞在し、定期的又は継続して当該施設・事業所内において業務従事している外部職員についても、入所者や入所者と接する職員との接点が多いことから、施設のクラスター対策の観点から、施設窓口担当者(施設長等)の判断により、申込することが可能です。

ただし、リネン交換、食材配送など単に施設に出入り事業者は対象外です。

【併設サービスについて】

Q4. 1階にデイサービスがあり、2階にデイサービスの事務所以外にも訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、居宅があります。

その際、デイサービスの職員とも接触があると思います。

今回の対象者の中には、デイサービスの利用者と職員となっていますが他の職員は除外となりますか？

A4.

外部職員についても、入所者や入所者と接する職員との接点が多い場合、施設のクラスター対策の観点から、施設窓口担当者(施設長等)の判断により、申込することが可能です。

【ご注意ください！】

検体を速やかに提出するためといって、検体の受取を行う検査センターの本部・サテライトへ、受検者本人を車に乗せて連れて来ることはおやめください。

また、本部・サテライトの駐車場等で、検体容器に唾液を採取することは、絶対におやめください。見つけた場合、検査をお断りすることがあります。